

沖縄県立那覇高等学校 いじめ防止基本方針

改定 令和7年4月

いじめ防止対策推進法第13条学校いじめ防止基本方針に基づき、ここに本校の「いじめ防止基本方針」を定める。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

1 学校いじめ防止基本方針策定の意義

(1) いじめ防止対策推進法及びいじめ防止基本方針より

(目的)

第1条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

- ① 基本方針に基づく対応を徹底し、職員がいじめを抱え込まず、組織として一貫した対応を行う。
 - ② いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示し、生徒及びその保護者に対し、生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につなげる。
 - ③ いじめの被害者の立場に立つことを明示し、加害者成長支援の観点も含め、支援につなげる。
- 以上の3点を、基本方針を定める意義とする。

なお、基本方針は学校のホームページへ掲載するとともに、その内容を生徒、保護者へ説明する。

(2) いじめの防止等対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題であることから、防止等対策は以下の理念の下に行う。

- ① 全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
- ② 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめを受けた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにする。
- ③ いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、学校、家庭その他関係者等の連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。

(3) いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係¹にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響²を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身苦痛を感じているものをいう。（以下省略）

¹ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

² 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断³は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた生徒の立場にたつことが必要である。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第 22 条の学校いじめ対策組織（第 2－1－(1)参照）を活用して行う。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- 性的いたづらをされる

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮の上、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応をとることも視野に入れ対処する。

(4) いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気的形成されるようにすることが必要である。

³ いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断したり、「心身の苦痛を感じているもの」と要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめを受けていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒がおり、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめを受けた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者し謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第 22 条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的取組を目指す。

このため、学校の教育活動全体を通じ、以下のことに努める。

- 全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促す
- 生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重しあえる態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む
- 全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実を感じられる学校生活づくりを目指す
- いじめの問題へ取組の重要性について生徒や保護者にいじめの認識を広め、家庭等と一体なって取組を推進するための普及啓発を行う

(2) いじめの早期発見

- 全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高める
- ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠すことや軽視することなく積極的にいじめを認知する
- 学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、

- いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、詳細を確認する
- いじめたとされる生徒に対して事情を確認し適切に指導する等の組織的な対応を行う
- 家庭や教育委員会へ連絡・相談し、事案に応じて関係機関との連携を行う

(4) 地域や家庭との連携

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促し、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校関係者と地域や家庭等との連携を図る。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、学校がいじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関(警察、児童相談所、医療機関等)との適切な連携を図る。相談窓口についても生徒へ適切に周知する。

機 関	機 関 名	担 当 課	連 絡 先
警 察	警察本部	少年課 ヤングテレフォンコーナー	TEL 098-862-0110 TEL 0120-276-556
児 童 相 談	那覇市 中央児童相談所	こどもみらい課 ※相談窓口は住まいの市町村相談窓口へ	TEL 098-861-6903 TEL 098-886-2900
沖縄県立総合教育センター	教育相談ダイヤル	教育経営研修班	TEL 098-933-7535
人権擁護機関	那覇地方方法務局	人権擁護課	TEL 098-854-1215
子ども悩み 110 番	沖縄弁護士会		TEL 098-866-6725

第2 いじめ防止のための対策の内容

1 いじめ防止等のために学校が実施する施策

(1) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(学校におけるいじめの防止等対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他関係者により構成されるいじめの防止等対策のための組織を置くものとする。

学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的、組織的な対応を行うため下記の組織を置く。

① 組織名：人権・いじめ防止対策委員会

② 構成員（※必要に応じて招集・活用）

教頭、教育相談担当、養護教諭、生徒指導部主任、当該学年主任、*当該HR担任、
※スクールカウンセラー等

③ 組織の役割

1) 未然防止の取組、進捗状況の確認、定期的検証

✧ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりの推進

2) 教職員の共通理解と意識啓発

✧ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有を行う

3) 生徒や保護者・地域への情報発信と意識啓発

✧ 学校ホームページへの掲載を通じた情報発信の推進

✧ 入学式等における基本方針の説明など意識啓発の推進

4) いじめ事案の集約

✧ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口

✧ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

5) いじめの認定

✧ いじめに関係する生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握と
いじめであるか否かの判断を行う

6) いじめへの対応

✧ いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する

7) 重大事態への対応

✧ 法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合、本組織を母体とする。

(2) 学校におけるいじめ防止等に関する措置

① いじめの防止（未然防止のための取組など）

1) 学校全体で取組「いじめを許容しない雰囲気」の醸成

- 授業の充実（分かる授業を追求し、学力不安の解消を目指し、ストレスの軽減を図る）
- HR 活動の充実（朝の SHR 等における行動観察・アンケートを活用し、生徒理解に努める）
- 規範意識の醸成（「決まりを守る心」「自分を律する心」の育成を図る）
- 情報モラル教育の充実（ネットの活用モラル等の高揚を図る）
- 人権意識の高揚（いじめは人権侵害であるという意識を高める）
- 教師の体罰（暴力・暴言・ハラスメント等）禁止の徹底（教師も人権意識をさらに高め、生徒の模範となる）

2) 学校行事等の課外活動を通じた「いじめ防止」の意識高揚

- 歓迎球技大会、遠足等学校行事において帰属意識を高め、集団行動のマナーを学ぶ
- 生徒総会、校内弁論大会等で自身の意見を発信する態度、話を聴く態度を学ぶ
- 交通安全講話、薬物乱用防止講話等において命の大切さを学ぶ
- エイズ講話等において人権意識と多様な価値観を認める寛容さを学ぶ
- サイバー犯罪防止講話等においてインターネットの活用マナー、利用モラルを高める
- 部活動において集団帰属意識、自他の個性尊重、相互扶助の精神、奉仕の精神等を高める

② 早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさない手立てなど）

1) 各種アンケートによる実態把握

- 学校で定期的に行うアンケート及び実態調査等
- 教育委員会等で行うアンケート及び実態調査等
- いじめ、盗難等が発生し、状況把握が必要な場合に行う臨時アンケート

2) 日常における教職員の生徒観察（別紙資料②の利用）

- 担任、教科担当、部活動顧問のそれぞれの視点で生徒を観察する
- 日々の生徒観察から、生徒の変化に気づくよう心がける
- 変化に気づいたら、一言「声をかける」ことを心がける
- 気づいた変化を職員間で共有し継続的な見守りを行う。必要に応じて介入し、教育相談につなげることができるようにする

3) 保護者・関係機関との連携

- いじめ防止・解決に向けて、保護者、関係機関と連携する
- 保護者に対して「いじめのない学校づくり」への協働を呼びかける
- PTA総会、三者面談、学級懇談会、学校ホームページ等で家庭における「いじめ早期発見チェックリスト」（別紙資料③）の活用等を呼びかける
- 警察や弁護士会等の関係機関には必要に応じて連絡・相談する

③ いじめに対する処置（発見したいじめに対する早期対応・親身な対応など）

1) 被害者のケア

- いじめを知らせた生徒を含めて、安全を確保する
- 信頼できる人と連携し、寄り添う体制をつくる
- 教育相談担当を中心に、生徒が相談しやすい雰囲気作りを心がける
- 気になる生徒の教育相談担当への「つなぎ支援」を充実させる

2) 加害者の特定及び指導

- 生徒指導主任及び関係教師は、加害の中心となっている生徒から事情を聞く
- 「いじめは絶対許されない」という毅然とした態度で接する
- 加害者がいじめの原因となったこと、いじめ被害者に対する感情等を丁寧に聴きながら、自らの非に気づけるようにすることを目標として指導する
- 暴力を伴ったいじめは、加害者に対しては暴力行為に係る校内指導規定に従い指導する
- 暴力を伴わないいじめにおいて、被害者の状況を考慮し、適切に指導を行うものとする

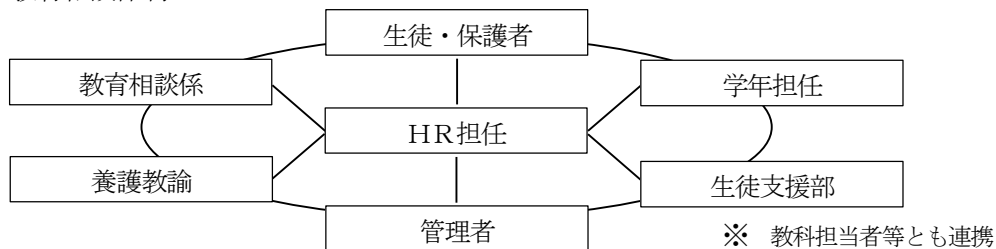
3) いじめの再発防止対策

- 事後の生活実態調査等で再発の有無を確認する
 - ✧ 被害者の立場に立ち、いじめ等の有無について継続的に見守る体制を整える
 - ✧ 拡大学年会等の情報交換に於いて、いじめの被害生徒、加害生徒のその後の動向について情報を共有するよう心がける
 - ✧ 全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができる学校をめざし、生活実態調査や学校評価アンケート等において実態把握に努める
- はやし立てる生徒への対応
 - ✧ 自分の問題として考えさせ、いじめを受けている生徒の苦しみを理解させる
 - ✧ 絶対に許されない行為であることに気づかせ、人権意識を育む
- 外部関係機関との連携・相談を心がける
 - ✧ 地域の交番や警察署と、連絡や相談がしやすい関係づくりをすすめる

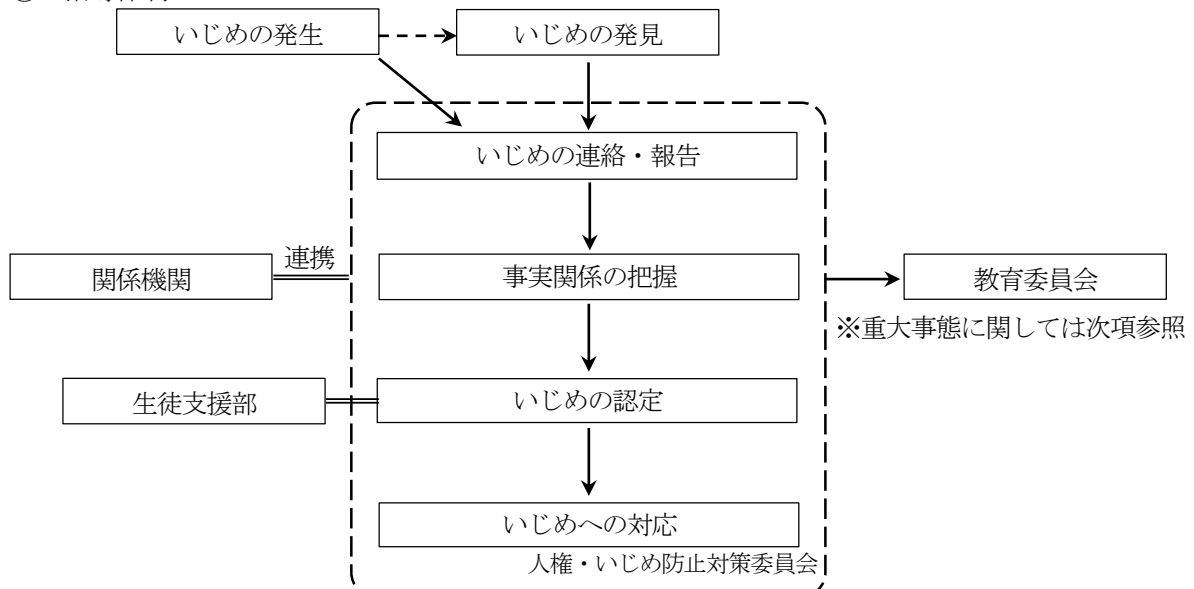
④ いじめの解消（次の2つの要件が満たされていること）

- 被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を受けている行為が3月程度止んでいること
- 被害生徒が心身の苦痛を受けていないこと

⑤ 教育相談体制



⑥ 指導体制



2 重大事態への対処

(1) 重大事態について

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害⁴が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間⁵学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- (以下省略)

① 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は県教育委員会を通じて県知事へ、事態発生について報告する。

② 保護者からの申し出

生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。⁶

(2) 重大事態の調査

① 調査の趣旨及び調査主体について

重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。重大事態が発生した場合には、事案の調査を行う主体、調査組織などは県教育委員会の判断により決定する。⁷

② 調査を行うための組織について

事案が重大事態であると判断し、当該重大事態に係る調査を学校が主体となって行う場合は、「人権・いじめ防止対策委員会」が行う。なお、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えることができる。

③ 事実関係を明確にするための調査実施

調査は重大事態に至る要因となったいじめ行為が、ア. いつ（頃から）、イ. 誰から行われ、ウ. どのような態様であったか、エ. いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、オ. 学校・教職員がどのように対応したか、などの事実関係を、可能な限り網羅的に明確化する。

この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

⁴ 生命、心身又は財産に重大な被害について国の基本方針では、○児童生徒が自殺を企図した場合○身体に重大な傷害を負った場合○金品等に重大な被害を被った場合○精神性の疾患を発症した場合としている。

⁵ 相当期間について国の基本方針では、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、県教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手するとしている。

⁶ 生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

⁷ 上記判断により、学校が主体となって行う場合、法第28条3項に基づき、県教育委員会は、学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行うことになっている。

なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめを受けた生徒又は保護者が望む場合には、法第28条第1項の調査に並行して、沖縄県知事等による調査を実施することも想定される。この場合、調査対象となる生徒等への心理的負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第28条1項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図ることが求められる。

調査結果をもとに、当該事態に対する対処の改善や同種の事態の発生防止を図るものとする。

ア) いじめを受けた生徒からの聴き取りが可能な場合

調査を行うに当たっては「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」(別添資料④)を参考に行う。

イ) いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合⁸

当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

(3) 調査結果の情報提供及び報告

① いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法を判断し、経過報告を行う。

情報提供に当たっては、生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生や保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

また、学校が調査を行う場合においては、県教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行うこととされている。

② 調査結果の報告

調査結果については、県教育委員会を通じ沖縄県知事に報告する。

上記①の説明結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて沖縄県知事に送付する。

⁸ 自殺の背景調査については、文部科学大臣決定(平成29年3月13日)「いじめの防止等のための基本的な方針」の「自殺の背景調査における留意事項」(別添資料①)を参照すること。

第3 その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項

1 年間計画（校内研修、個別面談・教育相談、アンケート、いじめ防止等の取組）

	取組内容 / 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
いじめ防止対策委員会	・いじめ防止対策委員会の開催 ・職員研修：基本方針の確認等 ・アンケートの計画・実施・対応 ・基本方針の見直し及び確認 ・相談窓口の開設（SC相談含）	○			○		○			○		○	
生徒への取組	・年度初めの取組周知 ・学校行事（遠足・歓迎球技大会等） ・アンケート実施 ・アンケート結果に基づく対応 ・個人面談 ・学校評価アンケート	○						○	○				○
保護者への取組	・学校基本方針の周知・連携依頼 ー取組・相談窓口の周知 ーいじめサインシートの配布 ・三者面談等 ・学校評価アンケート	○			○								
関係機関連携	・学校評議員会 ・学校評価アンケート ・学校・警察連絡協議会				○					○			○

2 PDCAサイクルによる検証と評価（取組内容・方法の見直しなど）

(1) 学校評価アンケート（年1回：生徒・保護者・職員等）を基にした検証・評価

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。

学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組：

- ・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組
- ・定期的・必要に応じたアンケート
- ・個人面談・保護者面談の実施
- ・校内研修の実施等

に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。

(2) 学校いじめ防止基本方針の見直し（取組内容・方法等の見直し含む）

学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校いじめ防止基本方針の策定に際し、生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。